

上市町三世代世帯推進給付金事業

三世代同居でおじいちゃん・おばあちゃんの子育て参加
～ 多世代で支え合う安心の子育て ～

制度の概要

町内で三世代同居され、孫の子育てを行っている世帯に給付金を交付します。

1 人目の孫…月額 10,000 円

2 人目以降*の孫…月額 5,000 円

※ 同時に 2 人以上の給付対象者がいる場合

【交付期間】 計画書を提出した日の属する月から起算して、孫 1 人につき満 3 歳になる日が属する月まで交付します。

【回数】 孫 1 人につき 1 回限りとします。

【交付対象】 三世代世帯で、以下の要件を満たしている世帯とします。

①対象となる孫が、保育所、幼稚園、認定こども園等の保育施設を利用していないこと。

②世帯全員、町税を滞納していないこと。

③生活保護を受けていない世帯であること。

※世帯員に外国人を含む場合は、当該外国人が関係法令に基づき日本国の永住権を有し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

三世代世帯とは→



町内で親、子及び孫が構成員となる世帯であって、同一建物内に同居しているものをいいます。

※世帯…住民基本台帳上の世帯（実態は同居でも住民基本台帳で世帯分離等している方は対象外となります。）

※同一建物

一戸建住宅…同一棟。建物で接続していない建物に居住する場合は不可

集合住宅…同一居室

※孫…生後 6 か月から 36 か月に達する日までの乳幼児で、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設及び認可外保育施設を利用していない者

手続き

- 1 計画書の提出をお願いします（添付書類：同意書、宣誓書及び世帯構成現況届）。
- 2 必要な調査を行い、内示または不承認を通知します。
- 3 内示を受けた方へは、年度末または交付対象期間が終了した時点で「申請書兼実績報告書（添付書類：世帯構成現況届）」の提出を当方からお知らせします。申請書兼実績報告書等の提出をお願いします。
- 4 必要な調査を行い、「交付決定兼額の確定」を通知します。請求書の提出をお願いします。
- 5 継続する場合、年度ごとに計画書等の提出をお願いします。

窓口

計画書の提出窓口は**上市町役場 2階企画課**です。

給付金交付の停止

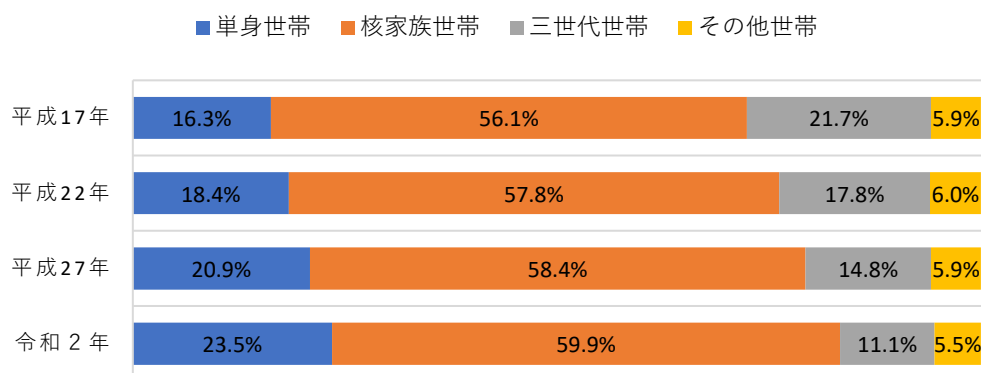
- ・対象要件から外れた場合
→当該事由が発生した月の翌月以降の給付金は交付しません。
- ・給付金交付期間において三世帯世帯とならなかった期間がある場合
→その期間のうち三世帯世帯であった日が存在しなかった月については給付金の対象月から除きます。

給付金の返還

虚偽の申請その他不正の手段により給付金の交付を受けた場合、交付した給付金の全部又は一部の返還を請求します。

※三世帯世帯では、子育てをはじめとする家庭生活を多くの世代で協働して行えるという利点があるものの、近年では減少傾向にあります。しかしながら、働く親達が、祖父母の支援を受けつつ、子育てをはじめとする家庭生活を送ることができる環境に国も地方も着目し、その推進に努めています。

上市町世帯類型の推移（国勢調査）



お問合せ窓口 上市町役場企画課

TEL:076-472-1111（代表）（内線 223）

